

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	さつき野駅西地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号及び第3号(寄宿舍を除く。)に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(と)項第4号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第2(を)項第2号, 第3号及び第5号に掲げるもの</p> <p>(7) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの</p>
建築物の敷地面積の最低限度	500 m ²
壁面の位置の制限	<p>隣地境界線からは 1.5m,</p> <p>道路境界線からは, 幅員 12m以上の道路に接する敷地の当該道路に接する部分にあつては3m, 幅員 12m未満の道路に接する敷地の当該道路に接する部分にあつては 1.5m。</p>
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>垣又は柵の構造は, 道路に面するものは生垣又は高さ 1.5m以下のフェンス等で透視が可能な形状のもの。</p> <p>ただし, 幅員 12m以上の道路に面するものは, 道路境界線より 0.6m以上離さなければならない。</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>
盛土の高さの制限(高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.3m未満。</p> <p>ただし, 築山等はこの限りでない。</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。